

## 福知山市公告第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、福知山市森林整備計画を作成したいので、同条第7項において準用し、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、福知山市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、福知山市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、福知山市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和8年2月6日

福知山市長 大橋 一夫

1 縦覧期間 令和8年2月6日から令和8年3月4日まで

2 縦覧場所 福知山市字内記13番地の1  
福知山市 産業部 農林整備課